

一般社団法人十勝うらほろ楽舎 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人十勝うらほろ楽舎と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道十勝郡浦幌町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、持続可能な地域づくり及び持続可能な社会づくりに貢献することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

1. 十勝うらほろ創生キャンプ事業
2. 起業創業支援事業及び人材育成関連事業
3. 地域社会の活性化のためのひとづくり事業及び研修・交流事業
4. まちづくりに関連する事業及び企画コンサル事業
5. ツアーの実施等観光関連事業及びその支援事業
6. 商品開発・生産・販売及びその支援事業
7. 教育関連事業・インターンシップ事業及びその支援事業
8. 医療・福祉関連事業及びその支援事業
9. 飲食業・小売業・卸売業及びその支援事業
10. 土木建築関連事業及びその支援事業
11. 各種物品の賃貸・レンタル・リース事業及びその支援事業
12. 情報発信（提供）及び調査研究・出版等メディア関連事業及び支援事業
13. 不動産賃貸借、管理、仲介、斡旋、及び不動産の利用に関する企画、運営事業
14. その他前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

第6条 削除

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に退社の申し出をしなければならない。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損する、若しくは当法人の目的に反する行為をする、又は社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由がある場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2. 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第11条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第13条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

(役員の数)

第 16 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

(選任)

第 17 条 理事、及び監事は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって選任する。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事、又は監事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事、又は監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定)

第 19 条 当法人は理事が複数名いるときは代表理事 2 名以内を置き、理事の互選により選定する。

(理事の職務権限)

第 20 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第 20 条の 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

(解任)

第 21 条 理事、及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 22 条 理事、及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 24 条 当法人は、社員または第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の募集)

第 25 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、社員総会で決定する。

(基金の拠出者の権利)

第 26 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 27 条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人・一般財団法人法第 141 条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

第 7 章 雑則

(委任)

第 30 条 この定款で定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な規程を、社員総会の決議により別に定めるものとする。

(法令の準拠)

第 31 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上

令和 6 年 8 月 1 日改訂